

令和7年度第6回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年8月18日（月）午後3時15分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第6回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
 - 1番 大津早苗 2番 佐藤一八 3番 増子義男
 - 4番 橋本文夫 5番 八木沼孫一 6番 武内徹
 - 7番 新田俊男 8番 門馬稔治 9番 大内昌子
 - 10番 佐久間稔 11番 渡辺良一 12番 渡邊重吉
 - 13番 影山忠夫
- 3 欠席委員
なし
- 4 事務局からの出席者 3名
 - 事務局長：遠藤 晃
 - 事務局次長：近内信二
 - 事務局主査：本田 侑
- 5 審議案件
 - 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 三春町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
 - 9番 大内昌子 委員 10番 佐久間 稔 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、実沢地内沢石5区集会所から南へ70mのところと240のところ、東へ120mのところ。また、大根房池から東に30mのところです。

事務局： （議案説明）

議長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

委員： 8月8日午後1時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、一部保全管理されている所もありましたが、作付がされており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 続いて、議案30号No. 2と議案31号No. 1は関連がありますので、これらについて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものと、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を宅地に転用しようとするものです。

場所は、鎌田前地内の高柳自工から北東に240mのところです。

事務局： （議案説明）

- 議長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告
- 委員： 8月7日午後3時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、北側南側に宅地、西側が公衆用道路、東側を農地に囲まれています。
農地については、本申請により日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われれます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第32号 三春町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

- 議長： 「議案第32号 三春町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」を議題とします。
諮問された産業課農林グループ職員からの説明を求めます。
- 農林G： (説明)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第6回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和7年度第6回三春町農業委員会を午後3時45分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 影 山 忠 夫

9 番委員 大 内 昌 子

1 0 番委員 佐久間 稔
